

利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます。）には、E.Maker（以下「当社」といいます。）デザイン事業の提供するサービスのご利用にあたり、クライアント及びクリエイターの皆様に遵守していただくかなければならない事項及び当社とクライアント及びクリエイターの皆様との間の権利義務関係が定められております。本サービスをクライアント又はクリエイターとしてご利用になる方は、本サービスをご利用になる前に、必ず全文お読みくださいますようお願い致します。

第1章 総則

第1条 適用

- 本規約は、本サービス（第2条に定義します。）の利用に関する当社、クライアント及びクリエイターの一切の関係に適用されるものとします。
- 当社は本サービスに関し、本規約のほか、ご利用にあたってのルール等、各種の定め（以下、「個別規定」といいます。）をすることがあります。これら個別規定はその名称のいかんに関わらず、本規約の一部を構成するものとします。
- 本規約の規定が前条の個別規定の規定と矛盾する場合には、個別規定において特段の定めなき限り、個別規定の規定が優先されるものとします。

第2条 定義

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

- (1)「クライアント」とは、本サービスを通じて直接当社に、又は当社を通じて間接に、当社委託先クリエイターに対して、業務を委託し、又は委託しようとする個人、法人又は団体を意味します。
- (2)「クリエイター」とは、本サービスにクリエイターとして登録している者で、本サービスを通じて業務を受託し、又は受託しようとする個人、法人又は団体を意味します。
- (3)「個人情報」とは、個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいいます。
- (4)「制作物」とは、クライアントから本サービスを通じて当社に制作を委託されたものを意味します。なお、「制作物」は、様々な要素を組み合わせて作成された完成品としての制作物を指すものとし、完成品に含まれる個別の構成要素を意味するものではありません。
- (5)「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）を意味します。
- (6)「制作者」とは、制作物を制作したものを意味します。
- (7)「本サービス」とは、当社デザイン事業が提供する、動画編集代行サービス、サムネイル作成サービス、（理由の如何を問わず、サービスの名称又は内容が変更された場合は、当該変更後のサービスを含みます。）及びこれに関連する全サービスを意味します。

第2章 業務の委託と提供

第3条 制作委託

1. クラアイントは、本サービスを通じて、各制作業務を当社に委託することができます。
2. 当社は、本サービスを通じて、クライアントから委託を受けた業務を、当社委託先クリエイターに業務を再委託することができます。
3. 当社は、制作物及びその構成物の品質や適法性、有用性、信ぴょう性、正確性、最新性等について何ら保証をするものではなく、当社はその瑕疵について一切責任を負いません。

第4条 当社とクライアントとの個別契約

1. クライアントが本サービスを利用する場合、クライアントは本サービス内容について理解及び納得をした上で個別契約を締結するものとします。
2. クライアントは、当社ウェブサイト内『ご依頼フォーム』を当社に送信した時点、若しくは、入金完了時点で、本サービスに関する個別契約が成立するものとします。
3. クライアントは、成立した個別契約を、クライアント側の都合によりキャンセルすることはできないものとします。
4. クライアントと当社の間での個別契約は、サービス終了と共に終了するものとします。

第5条 当社とクリエイターとの個別契約

1. 当社が、クリエイターに対して、委託業務、制作物の納入期限、納入方法、業務委託料など当該業務の実施に必要な事項を定め、これを当該クリエイターが承諾した時点で、当該業務に関する個別契約が成立するものとします。
2. 委託を受けたクリエイターは、委託業務を自ら遂行するものとし、個別契約又は本規約で明示されている場合を除き、委託業務の全部又は一部を他の第三者に再委託することはできないものとします。
3. 個別契約には、別段の特約なき限り、本規約の各条項の定めが適用されるものとします。但し、本規約の条項と個別契約の内容が矛盾する場合には、当該個別契約の内容が本規約の条項に優先する旨が明示的に規定されていない限り、本規約の条項が優先して適用されるものとします。

第6条 クリエイター

1. クリエイターは当社に対し、制作物の制作に参加することを約束します。

2. クリエイターは、業務の進捗状況、実績時間、その他の事項について、当社から報告要請があった場合には誠意をもって直ちに報告することを約束します。但し、当社は、クリエイターの業務に対する支障が最小限となるよう、互いに協力するものとします。
3. 当社は、前項の報告結果又はその他の事由により、クリエイターによる委託業務の遂行・処理の状況やその管理体制が不十分であると判断した場合には、クリエイターに対し、改善の指示及び指導を実施することができ、クリエイターはこれに従わなければならないものとします。
4. クリエイターは、ポートフォリオを当社サービスページ内にて掲載中の場合において、掲載中のポートフォリオがクライアントにより希望デザインとして選択される時は、この業務を遂行しなければならないものとします。
5. クリエイターは、当社から依頼された業務について、本サービスを利用してその業務を提供するものとし、当社との間で締結された個別契約の内容に拘束されることを了承するものとします
6. クリエイターは、当社、又はクライアントから、制作物に対する修正依頼があったときには、直ちに修正対応を行うことを約束します。
7. クリエイターは納入期限までに制作物を当社に納入できないおそれがある場合は、直ちに書面をもって当該理由及び遅延するおそれのある日数等を通知するものとします。但し、当該通知は、納入期限遅延に関するクリエイターの責任を免除又は軽減するものではありません。

第7条 業務委託の対価及び支払

1. クライアントは、業務委託の対価として、当社に対し委託業務開始日までに、本件対価及び消費税・地方消費税を当社指定口座に振り込むものとします。本項に基づく振込みの手数料は、クライアントが負担するものとします。
2. 当社は、クリエイターに対し、業務委託の対価として、個別契約にて定められた業務委託料を、クライアントの検収完了日の翌月末日までに、銀行振込により対価を支払うものとします。この場合において、銀行振込手数料その他の支払いに要する費用は当社の負担とします。
3. クリエイターとの個別契約において別段の定めなき限り、前項に定める業務委託料に消費税相当額が含まれるものとします。
4. 有料オプションを利用するクライアントは、当社に対し当該有料オプション利用料として定められた金額を支払うものとします。
5. 個別業務の遂行のために必要となるクリエイターの出張旅費、宿泊費その他の諸費用は、前項に定める業務委託料に含まれるものとし、クリエイターは、別途合意がある場合を除き、それらの諸費用を当社に請求することはできないものとします。

6. 業務委託の対価その他個別契約の内容は、個別契約の両当事者の合意がない限り、変更できないものとします。

第8条 検収

1. 制作物を納入したときは、クライアントは、速やかに当該制作物の受入検査を行い、その結果を当社に対して通知するものとします。クライアントから当社に対する受入検査合格通知をもって、当該制作物の検収は完了されたものとしますが、制作物の提出後、3日、もしくは5日以内(各サービス期間に準ずる)に、クライアントが検収結果を報告しない場合、当該制作物の検収の結果は、クライアントによって合格とされたものとみなします。
2. クライアントは、前項の受入検査において制作物に瑕疵又は数量不足のあることを発見したときは、補修又は不足数量分の追納その他の必要措置を求めることができるものとします。
3. 前項に定める瑕疵又は数量不足の発見された制作物について、瑕疵補修又は不足数量分の追納等の必要措置を行った場合、クライアントは、速やかに再検査を行い、必要措置が行われた後にその結果を当社に通知するものとし、クライアントから当社に対する当該再検査の合格の通知をもって当該制作物の検収は完了されたものとします。
4. 再検査において制作物に瑕疵又は数量不足が発見された場合には、本条第2項及び第3項の定めが準用されるものとし、その後の検査についても同様とします。

第9条 危険負担

1. 検収完了前に制作物の全部又は一部につき滅失毀損が生じた場合には、クライアントの責に帰すべき場合を除き、その滅失毀損は当該制作物の制作者の負担とします。
2. 検収完了後に制作物の全部又は一部につき滅失毀損が生じた場合には、当該制作物の制作者の責に帰すべき場合を除き、その滅失毀損はクライアントの負担とします。

第3章 権利の帰属

第10条 制作物の完成物の知的財産権

1. 当社は、著作権法第29条第1項に定める「映画製作者」に該当し、制作物の完成物の知的財産権（著作権については、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含みます。）は、発生と同時に当社に譲渡されるものとします。
2. 前項の規定に拘らず、著作権法第15条により、当社の社員又は、当社委託先クリエイターが制作物の全体的形成に創作的に寄与した場合、制作物の完成物の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含みます。）は、当社に原始的に帰属するものとします。
3. 制作物の完成物の知的財産権（但し、著作権については、著作権法第27条及び第28条に定める権利を除きます。）は、制作物に係る対価の支払いが完了した時点、及び、納入完了時点において、当社からクライアントに移転するものとします。
4. 前項の規定に拘らず、クライアントは個別契約で規定される範囲においてのみ制作物を利用することができるものとし、その範囲を超えて制作物又は下記に規定する構成物を利用する場合は、当社の事前の承諾を得るものとします。
5. クリエイターは、制作物の完成物に関し、当社、クライアントその他これらの者が指定又は許諾する第三者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権及び同一性保持権を含みます。）を一切行使しないものとします。
6. 本サービスを通じて制作・納品された制作物について、当社は、その裁量により、当社ウェブサイトや販促物に掲載する等、当社が本サービスの広告宣伝等のために必要と判断する場合及び制作物を広告フェスティバルやコンテストに出品する場合には、期間、地域又は対象を問わず、無償で利用できるものとします。

第11条 制作物の構成物の知的財産権

1. 前条に規定する制作物の完成物の知的財産権とは別に、委託業務の遂行の過程で生じた制作物の構成物（コンテ等の企画案（以下「企画案」とします。）、プロジェクトファイル、キャラクター、世界観、脚本、シナリオ、絵コンテ、グラフィック、ロゴ、マークテキスト、音楽（背景音楽、効果音、ナレーター等）、バナー、スクリーン、

アイデア等の要素を含みますが、これらに限られません。以下「構成物」といいます。)の知的財産権(著作権については、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含みます。)については、当該構成物を制作した各クリエイターに留保されるものとします。

2. クリエイターは、自らに権利が留保された構成物の知的財産権について、委託業務の目的を達成するために必要な範囲で、本規約に従いクライアント及び当社に無償でその使用(再許諾する権利を含む。)を許諾するものとします。また、委託業務にかかる成果物として企画案が納品される場合、又は制作を委託するクリエイターを選考するための過程で複数の企画案がクライアントに提示される場合、企画案に関する知的財産権はクリエイターに留保されるものとしますが、当該企画案にもとづく制作が本サービス上で行われるときには、クリエイターは、当該クリエイター自身が制作を行うか否かにかかわらず、当該企画案にかかる知的財産権についても同様に、本規約に従いクライアント及び、当社に無償でその使用(再許諾する権利を含む。)を許諾するものとします。
3. クリエイターは、委託業務の遂行の過程で生じた構成物を、当社又はクライアントの信用を害し、若しくは制作物の利用に支障となるような態様で利用することができないことはもちろん、他の業務において利用することもできないものとします。
4. クリエイターは、構成物の二次的利用に関する処理を当社に独占的に委任するものとします。
5. クリエイターは、本条第1項に基づきクリエイター自身に権利が帰属する著作権について、当社、クライアントその他これらの者が指定又は許諾する第三者に対し、著作者人格権(公表権、氏名表示権及び同一性保持権を含みます。)を一切行使しないものとします。すなわち、クリエイターは、制作物はもとより構成物についても、それを公表するかしないか、クリエイターの名称を表示するかしないか、それらに変更を加えることについて、何らの権利も主張しないものとします。

第12条 クライアントが提供する構成物の知的財産権

1. 前条第1項の規定は、クライアントから提供された構成物が制作物の完成物に含まれる場合において、当該構成物の権利がクライアント又はクライアントに使用を許諾した第三者からクリエイターに移転することを意味するものではなく、当該クライアントから提供された構成物の権利は、クライアントに留保されるものとします。
2. クライアントは、制作物の制作にあたりクライアントから提供される著作物について、当社が指定又は許諾する第三者に対し、制作物の制作及び本規約に基づき許諾された権利行使に合理的に必要な範囲で、無償でこれを使用することを許諾します。

3. クライアントは、制作物の制作にあたりクライアントから提供される著作物について、第三者の如何なる権利（知的財産権、名誉権、肖像権、プライバシー権及びパブリシティ権を含みますが、これらに限られません。）をも侵害していないことを保証します。

第13条 制作物(納品物)の制作・編集

1. クライアントは制作物の構成について『おまかせ』依頼をした場合、作業着手後の大きな修正は対応不可であることに同意したものとします。
2. クライアントは、本サービスを通じて制作・納品された制作物の制作・編集、又は制作物の短縮版、改訂版ないし翻訳版等の制作を希望する場合、本サービスを利用してその制作・編集を、当社に対して委託するものとし、本サービスを利用せずに委託、発注等することはできないものとします。
3. 当社又はディレクターは、クライアントから前項の制作・編集等の依頼があった場合、特段の事情がない限り、これを受託するものとし（但し、条件等については別途協議して決定するものとします。）、当該制作・編集等に必要となる構成物の権利を保有するクリエイターに対し、当該制作・編集等を再委託するものとします。なお、制作・編集等に際し必要となる構成物の権利を有するクリエイターが存在しない場合は、当社のみの裁量において、制作物の制作・編集等を行うことができるものとします。
4. 当社が、本条第2項の規定に基づき、クライアントから制作物の制作・編集等の依頼を受け、当該制作物を担当していたクリエイターに対し当該業務を再委託しようとする場合、当該クリエイターは、特段の事情がない限り、これを受託するものとします。
5. 当社が、クリエイターに制作・編集等の業務を再委託しようとしたにも拘わらず、当該クリエイターに次の各号に該当する事由その他合理的な理由（以下「不適切事由」といいます。）があるときは、当社は、その裁量により、当該クリエイターが権利を有する構成物を利用して制作物の制作・編集等を自由に行い、又は他のクリエイター、クライアントないしクライアントの指定する第三者に行わせることができるものとし、クリエイターは、当該利用に何らの異議なく承諾し、これに最大限協力するものとします。
 - (1) 受託を拒否した場合
 - (2) 本サービスの登録取消を行っている場合
 - (3) 連絡がつかない場合
 - (4) 本規約に違反する行為の存在が発覚した場合

第14条 制作物の二次利用

1. クライアントは、本サービスを通じて納品された制作物の全部又は一部並びにその構成物を基にした二次的利用(個別契約で規定する利用目的以外の全ての利用を含みます。)を行うにあたっては、予め当社と協議し、許諾を得るものとします。
2. 当社又はディレクターが、前項の規定に基づき、クライアントから二次利用に関する依頼を受け、当該二次利用に必要な素材の権利を保有するクリエイターに対し当該業務を再委託しようとする場合、当該クリエイターは、特段の事情がない限り、これを受託するものとします。
3. 当社が、前項に基づき、クリエイターに二次的利用に関する業務を再委託しようとしたにも拘わらず、当該クリエイターに不適切事由があるときは、当社は、その裁量により、当該クリエイターが権利を有する構成物を利用して制作物の二次的利用を自由に行い、又は他のクリエイター、クライアントないしクライアントの指定する第三者に行わせることができるものとし、クリエイターは当該利用に何らの異議なく承諾し、これに最大限協力するものとします。

第15条 第三者の権利侵害

1. クリエイターは、委託業務の実施に当たり第三者の権利を侵害しないよう十分に留意すると共に、自己が制作した制作物及び構成物についても、第三者の如何なる権利(知的財産権、名誉権、肖像権、プライバシー権及びパブリシティ権を含みますが、これらに限られません。)をも侵害していないことを当社に保証します。
2. 制作物及び構成物に第三者の著作権、肖像等を含む場合であって、利用可能な期間又は媒体に制限があるときは、クリエイターは、納入時に、当該制限の内容を当社に明示するものとします。
3. 前2項の定めにかかわらず、制作物及び構成物に関し、第三者から当社に対して何らかの訴え、異議、請求等がなされた場合において、クライアントから処理の要請がなされたときは、クリエイターは、自己の責任と費用負担において、当社に代わって当該第三者との紛争を処理するとともに、クライアントがかかる訴え、異議、請求等により被った一切の損害(弁護士費用を含みます。)を賠償するものとします。

第16条 クリエイターの外部ストレージ等の利用

クリエイターは、当社が承認した場合を除き、制作物の完成の如何を問わず、制作物を本サービス以外の外部ストレージ

又は他共有サイト(Youtube、Vimeo、自社HP等を含むがこれに限らない)にアップロードしてはいけません。

第17条 ポートフォリオ等に対する責任の所在

1. クリエイターは、ポートフォリオ等が第三者の権利を侵害していないことについて保証するものとします。すなわち、ポートフォリオ等の著作権等がクリエイター以外の第三者にある場合は、当該第三者から使用許諾等を得るものとします。
2. 当社は、ポートフォリオ等に起因してクリエイターに発生する損害について、一切責任を負いません。ポートフォリオ等に関する一切の責任は、クリエイターが負うものとします。
3. 当社は、当社ウェブサイトや販促物に掲載する等、当社が本サービスの広告宣伝等のために必要と判断する利用目的のために、ポートフォリオ等を利用する場合、クリエイターは、不合理な理由によって当該利用を拒絶してはならないものとします。

第4章 その他

第18条 禁止行為

本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。以下の各号のいずれかに該当する行為が発覚した場合、損害賠償金を請求することがございます。

- (1)当社、クライアント又は他のクリエイターその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為(かかる侵害を直接又は間接に惹起する行為を含みます。)
- (2)犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為

- (3)猥褻な情報又は青少年に有害な情報を送信する行為
- (4)異性交際に関する情報を送信する行為
- (5)法令又は当社若しくは他クリエイターが所属する業界団体の内部規則に違反する行為
- (6)コンピューター・ウィルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報を送信する行為
- (7)本サービスに関し利用しうる情報を改ざんする行為
- (8)当社が定める一定のデータ容量以上のデータを本サービスを通じて送信する行為
- (9)当社による本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (10)氏名・住所・電話番号・メールアドレスなど第三者が見て個人を特定できる情報を第三者に提供する行為
- (11)複数のメールアドレス等を使用して重複して登録をする行為
- (12)登録を取り消された他クリエイターに代わり登録をする行為
- (13)他のクリエイター若しくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又は他者の名誉若しくは信用を毀損する行為
- (14)当社又は第三者になりすます行為(詐称するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。)
- (15)他者に対し、無断で、広告・宣伝・勧誘等の電子メール又はメッセージ(以下「電子メール等」といいます。)若しくは嫌悪感を抱く電子メール等(そのおそれのある電子メール等を含みます。)を送信する行為、他者の電子メール等の受信を妨害する行為又は連鎖的な電子メール等の転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて転送する行為
- (16)当社又は第三者の設備若しくは本サービス用設備(当社が本サービスを提供するために用意する通信設備、電子計算機、その他の機器及びソフトウェアを言い、以下同様とします。)に無権限でアクセスし、又はポートスキャン、DOS攻撃若しくは大量のメール送信等により、その利用若しくは運営に支障を与える行為、又は支障を与えるおそれのある行為
- (17)サーバ等のアクセス制御機能を解除又は回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為
- (18)本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段(いわゆるフィッシング及びこれに類する手段を含みます。)により他者の登録情報を取得する行為
- (19)当社が承認した場合を除き、クライアントへ直接連絡を取る行為、又は取ろうとする行為
- (20)当社が承認した場合を除き、本サービスを使用した営業活動、営利を目的とした本サービスの利用、又はその準備を目的とした本サービスの利用をする行為
- (21)法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続が義務づけられている場合に、当該手続を履行せずに本サービスを利用する行為、その他当該法令に違反する、又は違反するおそれのある行為
- (22)長時間の架電、同様の問い合わせの繰り返しを過度に行い、又は義務や理由のないことを強要し、当社の業務に支障を来す行為
- (23)口コミサイトやブログに、ある商品又はサービスについて実際のものより著しく優良・有利だと誤認させる内容を記載することを依頼する行為

- (24)上記各号のいずれかに該当する行為(当該行為を第三者が行っている場合を含みます。)を助長する目的で他のサイトにリンクを張る行為
- (25)その他、当社が不適切と合理的に判断する行為

第19条 本サービスの停止等

1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、クリエイターに事前に通知することなく、本サービスの利用の全部又は一部を停止又は中断することができるものとします。
 - (1)本サービスに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を緊急に行う場合
 - (2)コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
 - (3)火災、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
 - (4)その他、当社が停止又は中断が必要であると合理的に判断した場合
2. 当社は、当社の都合により、本サービスの提供を終了することができます。この場合において、当社はクリエイターに事前に通知するものとします。
3. 当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は、本条に基づき当社が行った措置に基づきクリエイターに生じた損害について一切の責任を負いません。

第20条 情報の保存

当社は、クリエイターが送受信したメッセージその他の情報を運営上一定期間保存していた場合であっても、当該情報を保存する義務を負うものではなく、当社は、いつでもこれらの情報を削除できるものとします。なお、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は、本条に基づき当社が行った措置に関連して登録クリエイターに生じた損害について一切の責任を負いません。

第21条 本サービスに関する権利帰属

当社ウェブサイト及び本サービスに関する所有権及び知的財産権は、全て当社に専属的に帰属しており、本規約に定める登録に基づく本サービスの利用許諾は、当社ウェブサイト又は本サービスに関する当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。クリエイターは、如何なる理由によっても、当社にライセンスを許諾している者の知的財産権を侵害するおそれのある行為（逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングを含みますが、これらに限定されません。）をしないものとします。

第22条 登録取消、解除等

1. 当社は、クリエイターが、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催告することなく、当該クリエイターについて本サービスの利用を一時的に停止し、又はクリエイターとしての登録を取り消すことができ、また、個別契約の全部若しくは一部を解除することができます。
 - (1)本規約のいずれかの条項又は個別契約に違反した場合
 - (2)情報に虚偽の事実があることが判明した場合
 - (3)当社、クライアント、他のクリエイターその他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で本サービスを利用した、又は利用しようとした場合
 - (4)手段の如何を問わず、本サービスの運営を妨害した場合
 - (5)支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
 - (6)自ら振出し、若しくは引受けた手形若しくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けたとき
 - (7)差押え、仮差押え、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合
 - (8)租税公課の滞納処分を受けた場合
 - (9)死亡した場合又は後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判を受けた場合
 - (10)他の会員や第三者から受ける苦情が、故意・過失を問わず、一定限度を超えると当社が合理的に判断する場合（なお、当該苦情には、クリエイターについて、当社がクライアントから受ける業務水準、業務速度、業務品質に関する苦情が含まれます。）

- (11)その他、当社がクリエイターとしての登録の継続を適当でないと合理的に判断した場合
2. 当社とクライアントの間での業務委託契約が解除等により終了した場合、当社は、当該契約にかかる当社とクリエイターの間の個別契約を解除することができるものとします。
 3. 当社は、本条に基づく当社の行為によりクリエイターに生じた損害について一切の責任を負いません。

第23条 保証の否認及び免責

1. 当社は、本サービスを通じてクリエイターが業務を受託することに関し、明示又は黙示を問わず、如何なる保証も行うものではありません。
2. クリエイターは、本サービスを利用することが、クリエイターに適用のある法令、業界団体の規則、ガイドライン等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、当社は、クリエイターによる本サービスの利用が、クリエイターに適用のある法令、業界団体の規則、ガイドライン等に適合することを何ら保証するものではありません。
3. 本サービス又は当社ウェブサイトに関連してクリエイターとクライアント、他のクリエイターその他の第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、クリエイターの責任において処理及び解決するものとし、当社は、かかる事項について一切責任を負いません。
4. 当社は、当社による本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能又は変更、クリエイターのメッセージ又は情報の削除又は消失、クリエイターの登録の取消、本サービスの利用によるデータの消失又は機器の故障若しくは損傷、その他本サービスに関連して登録クリエイターが被った損害又は損失等につき、賠償する責任を一切負わないものとします。
5. 当社ウェブサイトから他のウェブサイトへのリンク又は他のウェブサイトから当社ウェブサイトへのリンクが提供されている場合でも、当社は、当社ウェブサイト以外のウェブサイト及びそこから得られる情報に関して如何なる理由に基づいても一切の責任を負わないものとします。

第24条 紛争処理及び損害賠償

1. クリエイターは、本規約に違反することにより、又は本サービスの利用に関連して当社に何らかの損害又は損失を与えた場合、当社に対し、当該損害及び損失を賠償しなければなりません。
2. クリエイターが、本サービスに関連してクライアント、他のクリエイターその他の第三者からクレームを受け又はそれらの者との間で紛争を生じた場合には、直ちにその内容を当社に通知するとともに、クリエイターの費用と責任において当該クレーム又は紛争を処理し、当社からの要請に基づき、その経過及び結果を当社に報告するものとします。
3. クリエイターによる本サービスの利用に関連して、当社が、クライアント、他のクリエイターその他の第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合、クリエイターは、当該請求に基づき当社が当該第三者に支払を余儀なくされた金額を賠償しなければなりません。
4. 当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は、本サービスに関連してクリエイターが被った損害について、一切賠償の責任を負いません。なお、消費者契約法の適用その他の理由により、本項その他当社の損害賠償責任を免責する規定にかかわらず、当社がクリエイターに対して損害賠償責任を負う場合においても、当社の賠償責任は、当社に故意又は重過失により生じたものである場合を除き、損害の事由が生じた時点から遡って過去一年間にクリエイターが当社から現実を受領した業務委託料の総額を上限とします。

第25条 秘密保持

1. 本規約において「秘密情報」とは、利用契約又は本サービスに関連して、クリエイターが、当社又は、クライアントより書面、口頭若しくは記録媒体等により提供若しくは開示されたか、知り得た、当社又は、クライアントの技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報を意味します。なお、他のクリエイターの情報については、当社の秘密情報として取り扱われるものとします。但し、①当社から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は既に知得していたもの、②当社から提供若しくは開示又は知得した後、自己の責に帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの、③提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの、④秘密情報によることなく単独で開発したもの、又は⑤当社から秘密保持の必要な旨書面で確認されたものについては、秘密情報から除外するものとします。
2. クリエイターは、秘密情報を本サービスの利用の目的のみに利用するとともに、当社の書面による承諾なしに第三者に当社又は、クライアントの秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。
3. 前項の定めにかかわらず、クリエイターは、法律、裁判所又は政府機関の命令、要求又は要請に基づき、秘密情報を開示することができます。但し、当該命令、要求又は要請があった場合、速やかにその旨を当社に通知しなければなりません。

4. クリエイターは、秘密情報を記載した文書又は磁気記録媒体等を複製する場合には、事前に当社の書面による承諾を得ることとし、複製物の管理については本条第2項に準じて厳重に行うものとします。
5. クリエイターは、当社から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、当社の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面その他の記録媒体物及びその全ての複製物を返却又は廃棄しなければなりません。

第26条 個人情報

1. 当社は、個人情報及びそれに類する情報を別途定める「個人情報保護方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。クリエイターは、当社が別途定める「個人情報保護方針」に基づき個人情報が取り扱われることについて同意するものとします。
2. クリエイターは、委託された業務を履行する目的以外には、本サービスを通じて取得した個人情報を使用してはなりません。クリエイターは、本サービスを利用して個人情報の収集を行ってはならないものとします。

第27条 本規約等の変更

1. 当社は、本サービスの内容を自由に変更できるものとします。
2. 当社は、本規約(当社ウェブサイトに掲載する本サービスに関するルール、諸規定等を含みます。以下、本項において同じ)を変更できるものとします。当社は、本規約を変更した場合には、クリエイターに当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知後、クリエイターが本サービスを利用した場合又は登録取消の手続をとらなかった場合には、クリエイターは、本規約の変更に同意したものとみなします。

第28条 連絡/通知

本サービスに関する問い合わせその他クリエイターから当社に対する連絡又は通知、及び本規約の変更に関する通知

その他当社からクリエイターに対する連絡又は通知は、当社の定める方法で行うものとします。

第29条 権利等の譲渡等

1. クリエイターは、当社の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡・承継、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
2. 当社は本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い利用契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びにクリエイターの登録情報その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、クリエイターは、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第30条 分離可能性

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、当社、クライアント及び、クリエイターは、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

第31条 準拠法及び合意管轄

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第32条 協議解決

当社及びクリエイターは、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上、速やかに、かつ円満な解決を図るものとします。

以上

2022年9月1日更新